

避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果

災害対策基本法の改正により、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供等の規定が設けられ、平成 26 年 4 月に施行されました。
この度、平成 29 年 6 月 1 日現在における各市町村の取組状況について調査を実施し、結果を取りまとめましたので公表します。

1 制度概要

平成 25 年の災害対策基本法の改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、以下のことが市町村の取組みとして規定された。

- (1) 地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成すること。
- (2) 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、自主防災組織等の避難支援等関係者へ名簿情報を提供すること。

2 調査内容

- (1) 地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成状況
- (2) (1)に掲載する対象者
- (3) 平常時における名簿情報の提供先 等

3 調査時点

平成 29 年 6 月 1 日現在

4 消防庁の対応

別添のとおり、本日、内閣府と連名で各都道府県消防防災主管部長に対し通知を发出し、避難行動要支援者名簿の早急な作成等について要請した。

- [調査結果の詳細（市町村別の状況）](#)及び[各市町村における避難行動要支援者の避難行動支援の担当部署](#)については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。



(連絡先) 消防庁国民保護・防災部防災課
光永災害対策官、岡戸防災調整係長、中野事務官
Tel 03-5253-7525 (直通) Fax 03-5253-7535

(参考)

【避難行動要支援者】

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

【避難行動要支援者名簿】

地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿

【避難支援等関係者】

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)抜粋

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

(名簿情報の利用及び提供)

- 第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

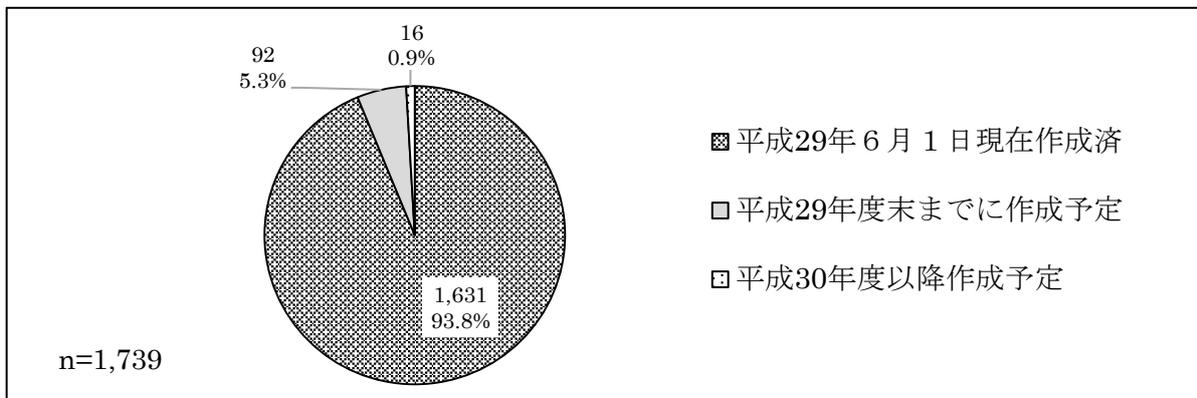
＜調査結果の概要＞

1 避難行動要支援者名簿の作成状況

- ・平成 29 年 6 月 1 日現在で、調査対象市町村（1,739 市町村※）のうち **93.8%**（1,631 市町村）が作成済 [平成 28 年 4 月比 +9.7 ポイント（+171 市町村）]

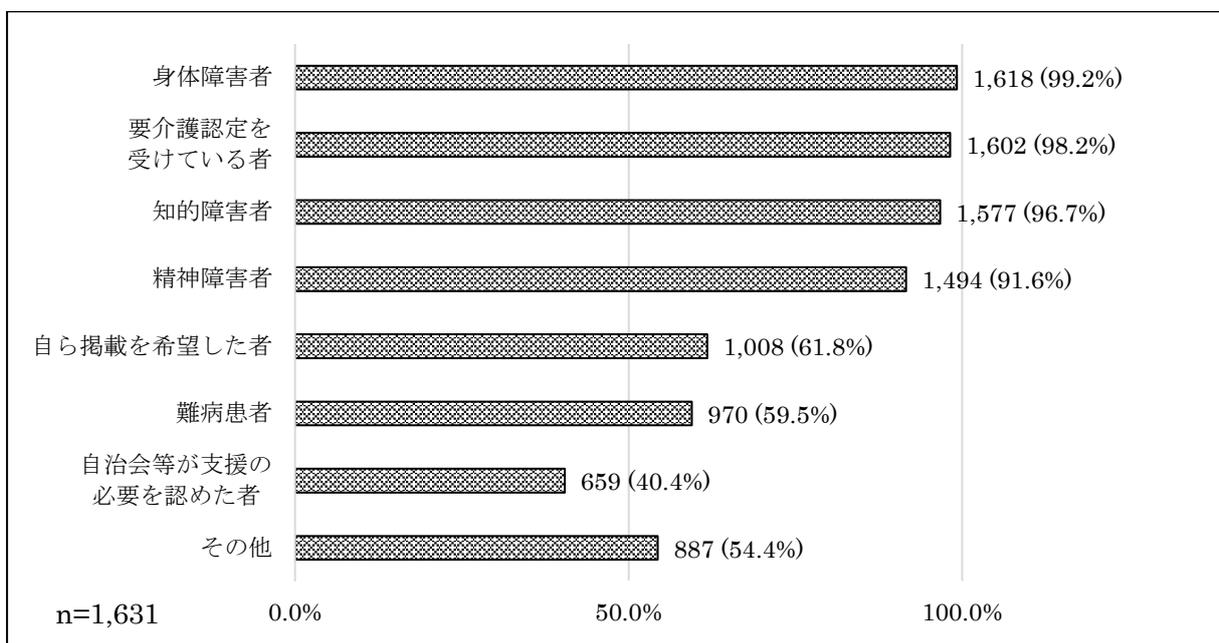
※平成 29 年 6 月 1 日時点で全域が避難指示の対象となっていた 2 町を除く

- ・平成 29 年度末までに調査対象市町村の **99.1%**（1,723 市町村）が作成済となる予定



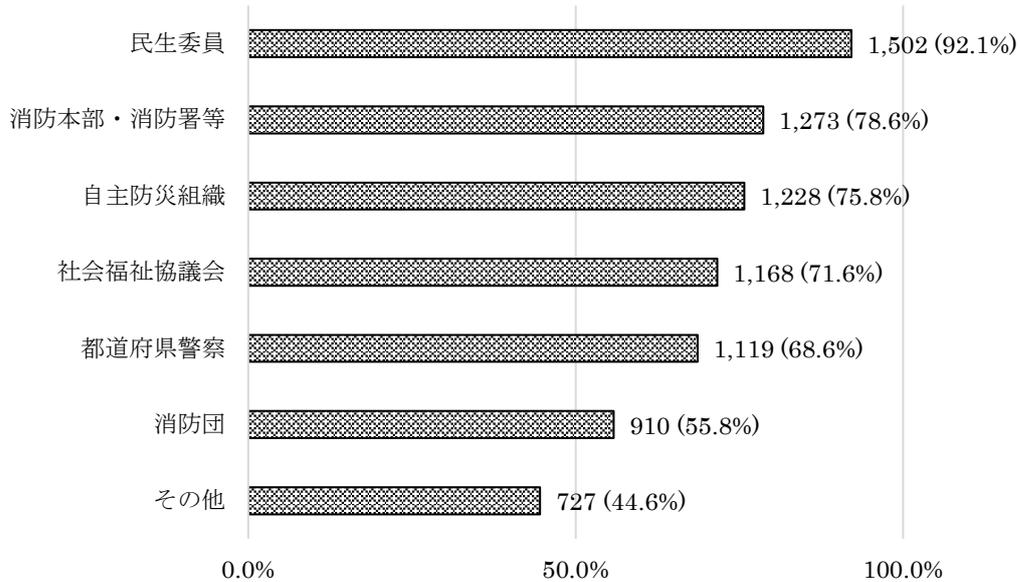
2 避難行動要支援者名簿に掲載する者

- ・名簿作成済の 1,631 市町村のうち、名簿に掲載する者として、身体障害者を挙げている市町村が **99.2%**と最も多く、以下、要介護認定を受けている者 **98.2%**、知的障害者 **96.7%**の順に多い



3 平常時における名簿情報の提供先

- ・名簿作成済の 1,631 市町村のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている団体が 92.1% と最も多く、以下、消防本部・消防署 78.6%、自主防災組織 75.8% の順に多い



※各組織が存在する（設置している）と回答した市町村数を分母としている。

民生委員：n=1,631、消防本部・消防署等：n=1,619、自主防災組織：n=1,621

社会福祉協議会：n=1,631、都道府県警察：n=1,631、消防団：n=1,630

その他：n=1,631

【都道府県別】

1 避難行動要支援者名簿の作成状況

都道府県	H28年度 調査全市町 村数 a	平成28年4月1日 作成済 b		H29年度 調査全市町 村数 a	平成29年6月1日現在 作成済 b		平成29年度末までに 作成予定 c		平成29年度末 作成済 d		平成30年度以降 作成予定 e	
		市町村数	b/a		市町村数	b/a	市町村数	c/a	市町村数	d/a	市町村数	e/a
北海道	179	139	77.7%	179	175	97.8%	4	2.2%	179	100.0%	0	-
青森県	40	25	62.5%	40	29	72.5%	10	25.0%	39	97.5%	1	2.5%
岩手県	33	27	81.8%	33	33	100.0%	0	0.0%	33	100.0%	0	-
宮城県	35	32	91.4%	35	34	97.1%	1	2.9%	35	100.0%	0	-
秋田県	25	24	96.0%	25	25	100.0%	0	0.0%	25	100.0%	0	-
山形県	35	26	74.3%	35	28	80.0%	7	20.0%	35	100.0%	0	-
福島県	53	53	100.0%	57	54	94.7%	0	0.0%	54	94.7%	3	5.3%
茨城県	44	27	61.4%	44	34	77.3%	9	20.5%	43	97.7%	1	2.3%
栃木県	25	19	76.0%	25	22	88.0%	3	12.0%	25	100.0%	0	-
群馬県	35	26	74.3%	35	28	80.0%	6	17.1%	34	97.1%	1	2.9%
埼玉県	63	54	85.7%	63	60	95.2%	3	4.8%	63	100.0%	0	-
千葉県	54	39	72.2%	54	49	90.7%	3	5.6%	52	96.3%	2	3.7%
東京都	62	43	69.4%	62	54	87.1%	6	9.7%	60	96.8%	2	3.2%
神奈川県	33	21	63.6%	33	28	84.8%	4	12.1%	32	97.0%	1	3.0%
新潟県	30	21	70.0%	30	27	90.0%	3	10.0%	30	100.0%	0	-
富山県	15	14	93.3%	15	15	100.0%	0	0.0%	15	100.0%	0	-
石川県	19	16	84.2%	19	16	84.2%	3	15.8%	19	100.0%	0	-
福井県	17	13	76.5%	17	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%	0	-
山梨県	27	22	81.5%	27	27	100.0%	0	0.0%	27	100.0%	0	-
長野県	77	64	83.1%	77	73	94.8%	3	3.9%	76	98.7%	1	1.3%
岐阜県	42	42	100.0%	42	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%	0	-
静岡県	35	33	94.3%	35	35	100.0%	0	0.0%	35	100.0%	0	-
愛知県	54	47	87.0%	54	54	100.0%	0	0.0%	54	100.0%	0	-
三重県	29	22	75.9%	29	26	89.7%	3	10.3%	29	100.0%	0	-
滋賀県	19	19	100.0%	19	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%	0	-
京都府	26	26	100.0%	26	26	100.0%	0	0.0%	26	100.0%	0	-
大阪府	43	42	97.7%	43	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%	0	-
兵庫県	41	37	90.2%	41	41	100.0%	0	0.0%	41	100.0%	0	-
奈良県	39	23	59.0%	39	37	94.9%	2	5.1%	39	100.0%	0	-
和歌山県	30	30	100.0%	30	30	100.0%	0	0.0%	30	100.0%	0	-
鳥取県	19	12	63.2%	19	15	78.9%	3	15.8%	18	94.7%	1	5.3%
島根県	19	17	89.5%	19	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%	0	-
岡山県	27	27	100.0%	27	27	100.0%	0	0.0%	27	100.0%	0	-
広島県	23	23	100.0%	23	23	100.0%	0	0.0%	23	100.0%	0	-
山口県	19	18	94.7%	19	18	94.7%	1	5.3%	19	100.0%	0	-
徳島県	24	21	87.5%	24	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%	0	-
香川県	17	17	100.0%	17	17	100.0%	0	0.0%	17	100.0%	0	-
愛媛県	20	20	100.0%	20	20	100.0%	0	0.0%	20	100.0%	0	-
高知県	34	34	100.0%	34	34	100.0%	0	0.0%	34	100.0%	0	-
福岡県	60	60	100.0%	60	60	100.0%	0	0.0%	60	100.0%	0	-
佐賀県	20	15	75.0%	20	18	90.0%	2	10.0%	20	100.0%	0	-
長崎県	21	19	90.5%	21	21	100.0%	0	0.0%	21	100.0%	0	-
熊本県	45	43	95.6%	45	45	100.0%	0	0.0%	45	100.0%	0	-
大分県	18	18	100.0%	18	18	100.0%	0	0.0%	18	100.0%	0	-
宮崎県	26	18	69.2%	26	20	76.9%	4	15.4%	24	92.3%	2	7.7%
鹿児島県	43	36	83.7%	43	43	100.0%	0	0.0%	43	100.0%	0	-
沖縄県	41	36	87.8%	41	36	87.8%	4	9.8%	40	97.6%	1	2.4%
合計	1,735	1,460	84.1%	1,739	1,631	93.8%	92	5.3%	1,723	99.1%	16	0.9%

【都道府県別】

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

都道府県	作成済 団体数 b	要介護認定を 受けている者 f		身体障害者 g		知的障害者 h		精神障害者 i		難病患者 j		自治会等が 支援の必要を 認めた者 k		自ら掲載を 希望した者 l		その他 m	
		市町村数	f/b	市町村数	g/b	市町村数	h/b	市町村数	i/b	市町村数	j/b	市町村数	k/b	市町村数	l/b	市町村数	m/b
北海道	175	175	100.0%	175	100.0%	165	94.3%	166	94.9%	89	50.9%	52	29.7%	85	48.6%	99	56.6%
青森県	29	29	100.0%	29	100.0%	27	93.1%	25	86.2%	20	69.0%	8	27.6%	19	65.5%	20	69.0%
岩手県	33	32	97.0%	32	97.0%	32	97.0%	28	84.8%	20	60.6%	15	45.5%	16	48.5%	24	72.7%
宮城県	34	34	100.0%	34	100.0%	33	97.1%	31	91.2%	17	50.0%	20	58.8%	21	61.8%	19	55.9%
秋田県	25	25	100.0%	25	100.0%	24	96.0%	24	96.0%	16	64.0%	13	52.0%	18	72.0%	15	60.0%
山形県	28	27	96.4%	28	100.0%	26	92.9%	23	82.1%	10	35.7%	20	71.4%	21	75.0%	12	42.9%
福島県	54	53	98.1%	54	100.0%	54	100.0%	51	94.4%	44	81.5%	29	53.7%	19	35.2%	21	38.9%
茨城県	34	33	97.1%	34	100.0%	34	100.0%	33	97.1%	16	47.1%	14	41.2%	29	85.3%	21	61.8%
栃木県	22	21	95.5%	22	100.0%	22	100.0%	22	100.0%	12	54.5%	6	27.3%	17	77.3%	15	68.2%
群馬県	28	26	92.9%	27	96.4%	26	92.9%	24	85.7%	17	60.7%	10	35.7%	20	71.4%	13	46.4%
埼玉県	60	59	98.3%	59	98.3%	58	96.7%	56	93.3%	32	53.3%	14	23.3%	38	63.3%	39	65.0%
千葉県	49	49	100.0%	49	100.0%	48	98.0%	47	95.9%	25	51.0%	7	14.3%	34	69.4%	31	63.3%
東京都	54	54	100.0%	54	100.0%	52	96.3%	39	72.2%	20	37.0%	4	7.4%	34	63.0%	30	55.6%
神奈川県	28	27	96.4%	28	100.0%	28	100.0%	26	92.9%	10	35.7%	9	32.1%	23	82.1%	14	50.0%
新潟県	27	27	100.0%	27	100.0%	26	96.3%	19	70.4%	21	77.8%	5	18.5%	15	55.6%	10	37.0%
富山県	15	14	93.3%	14	93.3%	13	86.7%	10	66.7%	8	53.3%	10	66.7%	12	80.0%	5	33.3%
石川県	16	16	100.0%	16	100.0%	15	93.8%	12	75.0%	1	6.3%	7	43.8%	14	87.5%	12	75.0%
福井県	13	13	100.0%	13	100.0%	13	100.0%	12	92.3%	6	46.2%	9	69.2%	12	92.3%	11	84.6%
山梨県	27	26	96.3%	27	100.0%	27	100.0%	26	96.3%	15	55.6%	12	44.4%	16	59.3%	15	55.6%
長野県	73	68	93.2%	69	94.5%	69	94.5%	67	91.8%	43	58.9%	32	43.8%	34	46.6%	27	37.0%
岐阜県	42	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	37	88.1%	17	40.5%	23	54.8%	29	69.0%	26	61.9%
静岡県	35	35	100.0%	35	100.0%	34	97.1%	30	85.7%	28	80.0%	19	54.3%	30	85.7%	18	51.4%
愛知県	54	53	98.1%	53	98.1%	52	96.3%	47	87.0%	28	51.9%	8	14.8%	36	66.7%	36	66.7%
三重県	26	25	96.2%	25	96.2%	25	96.2%	25	96.2%	14	53.8%	6	23.1%	15	57.7%	14	53.8%
滋賀県	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	17	89.5%	15	78.9%	10	52.6%	17	89.5%	9	47.4%
京都府	26	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	24	92.3%	9	34.6%	11	42.3%	15	57.7%	14	53.8%
大阪府	42	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	40	95.2%	26	61.9%	7	16.7%	33	78.6%	28	66.7%
兵庫県	41	40	97.6%	41	100.0%	39	95.1%	38	92.7%	24	58.5%	24	58.5%	25	61.0%	16	39.0%
奈良県	37	37	100.0%	37	100.0%	37	100.0%	34	91.9%	22	59.5%	12	32.4%	13	35.1%	20	54.1%
和歌山県	30	30	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	28	93.3%	13	43.3%	25	83.3%	20	66.7%
鳥取県	15	14	93.3%	15	100.0%	14	93.3%	14	93.3%	12	80.0%	4	26.7%	8	53.3%	9	60.0%
島根県	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	11	57.9%	7	36.8%	13	68.4%	12	63.2%
岡山県	27	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	26	96.3%	15	55.6%	18	66.7%	9	33.3%
広島県	23	23	100.0%	23	100.0%	23	100.0%	21	91.3%	10	43.5%	8	34.8%	16	69.6%	20	87.0%
山口県	18	16	88.9%	18	100.0%	17	94.4%	18	100.0%	5	27.8%	8	44.4%	10	55.6%	13	72.2%
徳島県	21	20	95.2%	21	100.0%	21	100.0%	21	100.0%	15	71.4%	10	47.6%	9	42.9%	17	81.0%
香川県	17	17	100.0%	17	100.0%	17	100.0%	17	100.0%	12	70.6%	8	47.1%	14	82.4%	9	52.9%
愛媛県	20	19	95.0%	20	100.0%	19	95.0%	17	85.0%	13	65.0%	4	20.0%	9	45.0%	18	90.0%
高知県	34	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	27	79.4%	13	38.2%	14	41.2%	22	64.7%
福岡県	60	60	100.0%	60	100.0%	56	93.3%	55	91.7%	29	48.3%	36	60.0%	38	63.3%	32	53.3%
佐賀県	18	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	17	94.4%	8	44.4%	10	55.6%	10	55.6%
長崎県	21	20	95.2%	20	95.2%	19	90.5%	20	95.2%	10	47.6%	8	38.1%	11	52.4%	10	47.6%
熊本県	45	44	97.8%	45	100.0%	44	97.8%	44	97.8%	36	80.0%	28	62.2%	36	80.0%	20	44.4%
大分県	18	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	17	94.4%	13	72.2%	13	72.2%	14	77.8%	3	16.7%
宮崎県	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	17	85.0%	11	55.0%	9	45.0%	6	30.0%
鹿児島県	43	41	95.3%	41	95.3%	38	88.4%	36	83.7%	37	86.0%	28	65.1%	25	58.1%	9	20.9%
沖縄県	36	35	97.2%	36	100.0%	35	97.2%	33	91.7%	27	75.0%	21	58.3%	19	52.8%	14	38.9%
合計	1,631	1,602	98.2%	1,618	99.2%	1,577	96.7%	1,494	91.6%	970	59.5%	659	40.4%	1,008	61.8%	887	54.4%

【都道府県別】

3 避難支援等関係者となる者(事前に名簿情報を提供する先)

都道府県	作成済団体数 b	消防本部・消防署等 n		作成済団体のうち、消防本部・消防署等設置団体数 b'	消防団 o		都道府県警察 p		民生委員 q		作成済団体のうち、自主防災組織設置団体数 b''	自主防災組織 r		社会福祉協議会 s		その他 t		
		市町村数	n/b'		市町村数	o/b''	市町村数	p/b	市町村数	q/b		市町村数	r/b'''	市町村数	s/b	市町村数	t/b	
北海道	175	173	145	83.8%	175	86	49.1%	123	70.3%	139	79.4%	166	102	61.4%	125	71.4%	78	44.6%
青森県	29	29	25	86.2%	29	18	62.1%	21	72.4%	29	100.0%	29	15	51.7%	21	72.4%	12	41.4%
岩手県	33	33	30	90.9%	33	23	69.7%	22	66.7%	29	87.9%	33	27	81.8%	30	90.9%	17	51.5%
宮城県	34	34	28	82.4%	34	12	35.3%	16	47.1%	34	100.0%	34	25	73.5%	27	79.4%	18	52.9%
秋田県	25	25	22	88.0%	25	12	48.0%	23	92.0%	22	88.0%	25	16	64.0%	21	84.0%	11	44.0%
山形県	28	28	18	64.3%	28	15	53.6%	19	67.9%	25	89.3%	28	23	82.1%	17	60.7%	12	42.9%
福島県	54	54	49	90.7%	54	49	90.7%	46	85.2%	53	98.1%	54	40	74.1%	47	87.0%	17	31.5%
茨城県	34	33	27	81.8%	34	20	58.8%	23	67.6%	33	97.1%	34	23	67.6%	27	79.4%	15	44.1%
栃木県	22	22	20	90.9%	22	7	31.8%	17	77.3%	19	86.4%	22	14	63.6%	15	68.2%	12	54.5%
群馬県	28	28	28	100.0%	28	21	75.0%	28	100.0%	27	96.4%	28	24	85.7%	27	96.4%	8	28.6%
埼玉県	60	60	48	80.0%	60	30	50.0%	40	66.7%	54	90.0%	60	46	76.7%	37	61.7%	35	58.3%
千葉県	49	49	39	79.6%	49	29	59.2%	39	79.6%	48	98.0%	49	38	77.6%	37	75.5%	28	57.1%
東京都	54	54	45	83.3%	54	28	51.9%	46	85.2%	44	81.5%	54	35	64.8%	25	46.3%	27	50.0%
神奈川県	28	28	21	75.0%	28	7	25.0%	10	35.7%	28	100.0%	28	23	82.1%	11	39.3%	14	50.0%
新潟県	27	27	20	74.1%	27	15	55.6%	19	70.4%	26	96.3%	27	22	81.5%	14	51.9%	21	77.8%
富山県	15	15	14	93.3%	15	8	53.3%	11	73.3%	15	100.0%	15	13	86.7%	10	66.7%	7	46.7%
石川県	16	16	14	87.5%	16	6	37.5%	13	81.3%	16	100.0%	16	13	81.3%	13	81.3%	9	56.3%
福井県	13	13	13	100.0%	13	5	38.5%	13	100.0%	13	100.0%	13	13	100.0%	13	100.0%	10	76.9%
山梨県	27	27	24	88.9%	27	20	74.1%	22	81.5%	26	96.3%	27	26	96.3%	24	88.9%	12	44.4%
長野県	73	73	47	64.4%	73	41	56.2%	43	58.9%	63	86.3%	73	49	67.1%	48	65.8%	15	20.5%
岐阜県	42	42	37	88.1%	42	28	66.7%	26	61.9%	41	97.6%	42	36	85.7%	33	78.6%	14	33.3%
静岡県	35	35	19	54.3%	35	12	34.3%	16	45.7%	33	94.3%	35	33	94.3%	14	40.0%	9	25.7%
愛知県	54	54	41	75.9%	54	14	25.9%	26	48.1%	49	90.7%	54	48	88.9%	29	53.7%	32	59.3%
三重県	26	26	22	84.6%	26	18	69.2%	17	65.4%	25	96.2%	26	22	84.6%	22	84.6%	12	46.2%
滋賀県	19	19	10	52.6%	19	1	5.3%	6	31.6%	18	94.7%	19	11	57.9%	11	57.9%	17	89.5%
京都府	26	26	20	76.9%	26	12	46.2%	18	69.2%	25	96.2%	26	17	65.4%	20	76.9%	13	50.0%
大阪府	42	42	31	73.8%	41	15	36.6%	22	52.4%	39	92.9%	42	36	85.7%	34	81.0%	26	61.9%
兵庫県	41	41	21	51.2%	41	17	41.5%	15	36.6%	39	95.1%	41	36	87.8%	24	58.5%	21	51.2%
奈良県	37	37	24	64.9%	37	19	51.4%	18	48.6%	28	75.7%	37	24	64.9%	16	43.2%	11	29.7%
和歌山県	30	29	24	82.8%	30	20	66.7%	24	80.0%	30	100.0%	30	25	83.3%	26	86.7%	12	40.0%
鳥取県	15	15	8	53.3%	15	4	26.7%	9	60.0%	13	86.7%	15	13	86.7%	9	60.0%	7	46.7%
島根県	19	19	17	89.5%	19	15	78.9%	17	89.5%	18	94.7%	19	16	84.2%	15	78.9%	9	47.4%
岡山県	27	26	24	92.3%	27	22	81.5%	27	100.0%	25	92.6%	27	23	85.2%	21	77.8%	6	22.2%
広島県	23	23	16	69.6%	23	16	69.6%	14	60.9%	22	95.7%	23	18	78.3%	19	82.6%	15	65.2%
山口県	18	18	18	100.0%	18	12	66.7%	17	94.4%	18	100.0%	18	17	94.4%	17	94.4%	7	38.9%
徳島県	21	19	15	78.9%	21	15	71.4%	15	71.4%	21	100.0%	21	16	76.2%	17	81.0%	9	42.9%
香川県	17	15	14	93.3%	17	11	64.7%	14	82.4%	16	94.1%	17	12	70.6%	15	88.2%	8	47.1%
愛媛県	20	20	14	70.0%	20	11	55.0%	15	75.0%	19	95.0%	20	18	90.0%	13	65.0%	4	20.0%
高知県	34	34	34	100.0%	34	31	91.2%	34	100.0%	34	100.0%	34	33	97.1%	34	100.0%	14	41.2%
福岡県	60	60	35	58.3%	60	26	43.3%	31	51.7%	57	95.0%	60	46	76.7%	28	46.7%	25	41.7%
佐賀県	18	17	16	94.1%	18	15	83.3%	17	94.4%	18	100.0%	18	16	88.9%	16	88.9%	10	55.6%
長崎県	21	21	18	85.7%	21	18	85.7%	17	81.0%	21	100.0%	21	15	71.4%	18	85.7%	11	52.4%
熊本県	45	45	39	86.7%	45	35	77.8%	41	91.1%	45	100.0%	45	38	84.4%	41	91.1%	25	55.6%
大分県	18	18	17	94.4%	18	7	38.9%	13	72.2%	18	100.0%	18	12	66.7%	17	94.4%	7	38.9%
宮崎県	20	19	12	63.2%	20	14	70.0%	11	55.0%	18	90.0%	20	12	60.0%	17	85.0%	4	20.0%
鹿児島県	43	43	31	72.1%	43	31	72.1%	31	72.1%	36	83.7%	43	28	65.1%	20	46.5%	6	14.0%
沖縄県	36	35	19	54.3%	36	19	52.8%	14	38.9%	33	91.7%	35	20	57.1%	33	91.7%	15	41.7%
合計	1,631	1,619	1,273	78.6%	1,630	910	55.8%	1,119	68.6%	1,502	92.1%	1,621	1,228	75.8%	1,168	71.6%	727	44.6%

別添

府政防第 1366 号
消防災第 186 号
平成 29 年 11 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
(公 印 省 略)
消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

「避難行動要支援者名簿」の早急な作成等について

消防庁において、市町村の「避難行動要支援者名簿」の作成等に係る取組状況の調査結果について、別添のとおり取りまとめ、本日、報道発表を行いました。

内閣府及び消防庁においては、これまでも避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成や平常時からの名簿情報の提供等に係る各市町村の取組を推進してきたところです。

本年 7 月の九州北部豪雨災害でも、名簿情報が平常時から地域の避難支援等関係者に提供され、それを基に避難支援の計画が作成されていたことから、円滑かつ迅速に避難支援等が行われ、人的被害が軽減した地域もあったところです。

今般、消防庁が実施した調査では、前回調査した平成 28 年 4 月 1 日時点から作成状況は改善していますが、未だに名簿を作成していない市町村があります。

については、下記の事項に御留意の上、名簿を作成していない市町村における早期作成、平常時からの名簿情報の提供等の促進について、必要な取組を行っていただくとともに、貴管内市町村に対し、下記事項を周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

記

1. 災害に備えた名簿の早期作成

平成 26 年 4 月 1 日に関係法令が施行され、名簿の作成が義務付けられてからすでに 3 年以上経過していることを踏まえ、年度内に作成予定と回答した市町村を含め、未作成の市町村は早急に名簿を作成すること。

2. 平常時における名簿情報の提供等

(1) 災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を行うためには、平常時から民生委員、消防機関、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供しておくことが有用であることから、内閣府及び消防庁がこれまで提供してきた「避難行動要支援者の避難行動支援に関す

る取組指針（平成 25 年 8 月）」、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月）」等を十分活用し、取組を進めること（（参考 1）を参照）。

（2）名簿情報の提供については、条例で特別に定めることにより、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に提供できることとされており、市町村の実情に応じ、こうした対応を検討すること（（参考 2）を参照）。

（参考 1）

防災基本計画（平成 29 年 4 月中央防災会議）

第 2 編 第 1 章 第 6 節 7（4）

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/hinansien.html>)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月）

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/jireisyuu.html>)

リーフレット「災害時に備えて今できること」

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/panf.html>)

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会（平成 29 年 10 月 30 日内閣府）

(http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kyusyu_hinan/index.html)

（参考 2） 平常時の名簿提供を条例で規定している事例

【名簿情報の提供を条例で制定（山形県遊佐町）】

条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報の提供をできることとしている

遊佐町災害対策基本条例（抜粋）

第 15 条 町は、避難行動要支援者の災害時における安全確保のため、支援体制をあらかじめ整備しなければならない。

2 町は、前項の支援体制の整備及び災害時の支援活動のため、町が保有する個人情報（遊佐町個人情報保護条例（平成 15 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）を法第 49 条の 10 第 2 項各号に規定する範囲で避難行動要支援者への支援活動等のために収集し、避難行動要支援者名簿を作成のうえ、内部で利用することができる。

3 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に規定する民生委員をはじめ法第 49 条の 11 第 2 項に規定する範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

【逆手上げ方式による名簿情報の提供を条例で制定（千葉県千葉市）】

条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）

第 5 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

【警察、消防及び民生委員への名簿情報提供を条例で制定（長野県茅野市）】

実際の救出・救護活動に携わる警察、消防及び民生委員法において守秘義務が課されている民生委員について、条例に定めた上で外部提供の同意の有無に関わらず、全避難行動要支援者の名簿情報を提供

茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（抜粋）

第 22 条 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、長野県警察、諏訪広域消防、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員（以下「民生委員」という。）、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、長野県警察、諏訪広域消防及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

※他の事例については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月）」の P39～68 を参照

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

吉野補佐、中村主査付

TEL 03-3501-5159 FAX 03-3502-6034

消防庁国民保護・防災部防災課

光永災害対策官、岡戸係長、中野事務官

TEL 03-5253-7525 FAX 03-5253-7535